

金融円滑化法終了によるリスク、会計基準によるリスク

～さあ、銀行破綻、どうなる中小企業経営～

来年3月、中小企業金融円滑化法が終了します。ここで金融機関がどのように動き、どのように変化するのが、中小企業経営における最大のリスクのように思います。まず、金融機関です。円滑化法で、国は、金融機関が企業から回収できない債権について引当金を積まなくてよいように、企業からの回収、取り立てを強制しないように要請しました。その結果、実質、不良債権をかかえた企業は増加することになってしまいました。

さて、今度は「通常に戻せ」といっているわけですので、金融機関は不良債権化した金額の引当金を積んでいきます。その金額が15兆円とも、30兆円、40兆円ともいわれています。そうすると、金融機関はどうなるのか。破綻する金融機関が続出することになります。もし、40兆円の不良債権だとすると、1兆円で1金融機関が破綻するとして40もの金融機関が破綻します。

危ない順番は、信用組合、第2地銀、信用金庫ではないでしょうか。つまり、資金力、財務体力が弱い金融機関です。

では、企業はどう対応するべきなのか？まず、不良債権をかかえた企業は、早めに再建計画を作り、再生に入るべきでしょう。その場合、もう金融機関からは融資を受けられませんので、今の段階で運転資金の確保を急ぐべきでしょう。また、ぎりぎり、という企業は、増資を含めて資金を手元に置くことが重要です。

さらに、優良企業は、危ない金融機関の預金を引き揚げ、破綻のリスクを回避するべきです。また、都市銀行や財務内容の良い金融機関にメインバンクをお願いするべきでしょう。

～第2弾 金融ビッグバン、会計ビッグバン～

1996年の金融ビッグバン、1998年の会計ビッグバンによって、都市銀行などは破綻や合併が相次ぎ、公的資金が投入されて、国は銀行を助けました。

また、メインバンクの破綻や国際会計基準により破綻したのは、ダイエー、ミサワホーム、マンションの大京などでした。同じことが、いま中小企業で起きようとしています。円滑化法の終了により金融機関が破綻、さらに中小企業にとって深刻なのは会計基準です。

実は、信用保証協会や金融機関の融資基準は、中小企業会計基準によるものです。このベースになっているのは、国際会計基準です。銀行破綻、中小企業破綻で融資基準を厳しくしてくることは間違いないでしょう。

今年4月1日から、信用保証協会の中小企業会計基準の取り扱いが、指針から要領に変わりました。要領はすべての中小企業への普及を促進するために作成されました。さらに、会計事務所が中小企業会計基準による会計処理をせず、それが複数の顧問先で発見された場合、その会計事務所の融資先が厳しくチェックされるのだそうです。要するに、会計事務所のブラックリストを作り、中小企業庁、全国信用保証協会連合会、各保証協会、日本税理士会連合会、各支部、日本公認会計士協会に公表するのだそうです。

ここでの対応は、中小企業会計基準による会計処理ができる会計事務所を早く探し、そこに会計をお願いする。さらに、経営者を含め、会計責任者、担当者が中小企業会計基準について知識を深めることということです。いずれにせよ、金融ビッグバン、会計ビッグバン、今回は中小企業が対象です。

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

中小の再生支援 地域金融が強化 円滑化法 来年3月末で終了

中小企業の借金返済を猶予する中小企業金融円滑化法が来年3月末で期限を迎えるのを受け、地域金融機関が企業再生の取り組みを強化している。

円滑化法終了後の対策として、63%の金融機関がDDSやDESといった「債務を軽減する金融手法を使う」と答えた。また、「貸倒引当金を積み増す」との回答は38%となった。地域金融機関は円滑化法の終了で資金繰りに行き詰る企業が増えると身構えている。

「再生ファンドの設立」を挙げたのは22%。経営不振企業を再生するノウハウを持つ有力なファンドや投資会社と提携する動きが目立っている。共同で設立したファンドに経営不振先の貸出債権を譲渡し、不良債権をいったん本体から切り離す。その後、取引先が再生すれば、事業の再建・拡大に必要な資金を再び融資することができる。

常陽、伊予、みなとの地方銀行3行は9月下旬にそれぞれ、企業再生ファンドを設立した。円滑化法が廃止となると対象先の経営改善計画次第では不良債権となりかねない。ファンドに債権を売却し、自行の資産から切り離し、不良債権比率を抑制する一方、債権減額により支援する。ファンドは経営関与を強めるため、支援先の株式を取得する場合もある。各ファンドは取引銀行として関与継続を明らかにし、債権売却に抵抗感の強い取引先との摩擦を回避、ファンド名にも行名や地域名を冠している。

起きるか、エネルギー革命！ 秋田でシェールオイル採取

秋田県由利本荘市「鮎川油ガス田」で、日本国内で初めて新型原油「シェールオイル」が採取された。秋田県全体で日本の原油消費量の約1カ月分に相当する1億バレルに達する可能性もあるという。

シェールオイルは頁岩（けつがん）と呼ばれる固い岩盤層に含まれる原油。来年からは「水圧破碎法」による試験生産に入る予定だ。国内の他の場所でも原油を産出する鉱区で似た層があればシェールオイルが生産できる可能性はあるが、採算性が課題になる。

起きるか、エネルギー革命！ カナダ産シェールガス 対日輸出に意欲

カナダのオリバー天然資源相は、カナダ産シェールガスについて「日本への長期安定供給の柱となるのがカナダだ」と強調、対日輸出への強い意欲を示した。TPP（環太平洋経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）の有無とは一切無関係だと言明、協定の締結を輸出条件にしない方針を明らかにした。豊富な資源を政治ゲームには使わず、安定と繁栄のためだけに使うことを保証するという。

アジア市場でのガス価格の決定方法については、市場主義経済国で政府は民間の市場取引には介入せず、売り手と買い手の交渉次第だとの見解を示した。また、日本にとってエネルギーの分散調達は最優先課題であり、カナダこそがそのパートナーになれるという。日本のLNG（液化天然ガス）は米国内シェールガスより価格が2～5倍も高い。安い北米ガスに関心が向かうが、米国は原則、貿易協定締結国にしかガスを輸出しない。一方対米輸出で採算が取れなくなったカナダはアジアに目を向ける。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

<製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。